



第**201**回

定時株主総会 招集ご通知

議決権行使方法についてのご案内

●ご来場による議決権行使

●郵送による議決権行使



●インターネットによる議決権行使



郵送・インターネットによる議決権行使期限は
2021年6月25日(金)午後5時25分到着分までです。

多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から議決権行使は、書面またはインターネットによる方法を是非ご活用ください。

■本総会にてお土産の配布、コーヒーのご提供は予定しておりません。

日時 2021年6月28日(月)
午前10時開始(午前9時半開場)

場所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
**丸の内ビルディング
7階 丸ビルホール**

末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策(買取防衛策)の更新の件

目次

●招集ご通知	1
●株主総会参考書類	5
●招集ご通知提供書面	
事業報告	46
連結計算書類	64
計算書類	66
監査報告書	68
●ご案内図	末尾



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3202/>



ダイトウボウ株式会社

証券コード：3202

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々の一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げますとともに、その終息に向けてご尽力されている医療関係等の皆様に心より感謝申し上げます。また、感染防止に取り組んでおられるすべての皆様の安寧を心より祈念いたします。

さて、当社第201回定時株主総会ご通知をご高覧願うにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

当期におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により経済環境は大きな影響を受け続けることになりました。厳しい雇用・所得環境が続き、個人消費も弱含みで推移しました。

こうした中で、当社グループは、2021年3月期が最終年度となる「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策の達成に向けて鋭意取り組みました。商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で第1波の際に一部を除くテナントが休業したため賃料減免対応を行うなど厳しい状況でありましたものの、前期末に新たにオープンした「サントムーン オアシス」の開業効果や映画「鬼滅の刃」効果などもあり、当期後半から徐々に回復傾向となりました。一方、ヘルスケア事業および繊維・アパレル事業におきましては、マスクや抗菌素材などの拡販に努めましたものの、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、年間を通じて苦戦しました。

この結果、当期の業績は、売上高が減収となり、営業利益・経常利益とも減益となりました。ただし、税効果会計による繰延税金資産の計上を加味し、親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

なお、2021年5月14日付で、新型コロナウイルス感染症や会計上の新たな収益認識基準の影響ならびに新たな営業戦略を織り込んだ「中期経営計画 ブレークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」を取締役会で決議し公表いたしました。

当社グループといたしましては、経営理念である「進取の精神」に基づき、変化に柔軟に対応し、新しくスタートした「中期経営計画 ブレークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づき、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に全力で努めてまいりますので、引き続き株主の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 山内 一裕

証券コード 3202
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目6番1号
ダイトウボウ株式会社
代表取締役社長 山内 一裕

第201回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第201回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本来であれば株主総会にご来臨賜り直接ご報告させていただくべきところ、今年度に関しましても、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面またはインターネットをご活用いただく方法で議決権を行使いただきますことをご推奨させていただきたく存じます。何卒ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権行使を賜ります場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送くださるか、または後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（3頁から4頁）をご参照のうえ、インターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、いずれも、2021年6月25日（金曜日）午後5時25分までに到着した場合に有効な議決権行使となりますことを念のためご案内申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月28日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング
7階 丸ビルホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 第201期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件 |

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）に掲載し、提供しております。
- 〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daitobo.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2021年6月25日（金曜日）午後5時25分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/3202/>



4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社までお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンスの強化ならびに経営体制の強化を図るため、社外取締役を2名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、候補者のうち3名は新任の社外取締役であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の指名につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者の選任に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。

また、監査等委員会は、各候補者に関して、深い専門知識、豊富な経験および取締役としての適格性を有していることならびに多様な役員構成であること等を踏まえ、今後の企業価値向上に貢献が期待されることから、各候補者を取締役に選任することが適切であると判断しております。

候補者番号		氏名	性別	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	再任	やまうち かずひろ 山内 一裕	男性	代表取締役社長	100% (17/17回)
2	再任	み えだ しょうご 三枝 章吾	男性	取締役常務執行役員経営管理本部長 内部統制担当	100% (17/17回)
3	新任	の むら しろう 野村 史郎	男性	執行役員ヘルスケア事業本部長兼東京 営業部長	—
4	新任 社外 独立役員	おくむら しゅうさく 奥村 秀策	男性	監査等委員である取締役	100% (17/17回)
5	新任 社外 独立役員	やまがた としき 山形 俊樹	男性	—	—
6	新任 社外 独立役員	もろ た のりこ 師田 範子	女性	—	—

候補者
番号

1

やま うち かず ひろ
山 内 一 裕

1957年1月5日生

再任



■ 略歴、当社における地位、担当

- 1979年 4月 三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入社
 2002年 2月 中央三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）人事企画部長
 2004年 1月 同社大阪支店営業第二部長
 2007年 1月 同社新宿西口支店長
 2009年 6月 当社取締役経営企画部長
 2010年 8月 当社常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長
 2012年 6月 当社専務取締役経営管理本部長兼不動産本部副本部長 内部統制担当
 2013年 7月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長兼人事部長 経営戦略・内部統制担当
 2015年 6月 当社代表取締役社長（現任）
 上海大東紡織貿易有限公司董事長（現任）
 （現在に至る）

■ 取締役会出席状況
17回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
90,200株

■ 重要な兼職の状況
上海大東紡織貿易有限公司董事長
※当社の100%子会社であります。

取締役候補者とした理由

山内一裕氏は、当社の代表取締役社長として強いリーダーシップと行動力のもとグループ全体を牽引してきている実績と、金融機関での長年の経験と当社における豊富な経営経験のもと経営全般に関する高い見識と知見を有しております。当社といたしましては、今年度新たにスタートした中期経営計画の完遂および当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、今後とも経営に不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

み えだ しょう ご
三 枝 章 吾

1969年2月12日生

再任



■ 略歴、当社における地位、担当

1990年4月 当社入社
2010年9月 当社管理部経理グループ長
2012年6月 当社経営管理本部経営企画部長
2015年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長 内部統制担当
2019年6月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長 内部統制担当
2020年6月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長 内部統制担当
(現在に至る)

■ 取締役会出席状況
17回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
29,500株

■ 重要な兼職の状況
該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

三枝章吾氏は、当社の取締役常務執行役員として経営管理・内部統制などの管理部門全般を統括してきている実績と、当社における経理・経営企画に関する長年の経験と深い知見を有しております。当社といたしましては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため不可欠な人材であると判断し、引き続き当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

の
野 村 史 郎

1956年6月1日生

新任


略歴、当社における地位、担当

- 1979年4月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 1991年4月 和田哲株式会社入社
- 1992年4月 同社取締役
- 1995年4月 同社代表取締役副社長
- 2000年4月 同社代表取締役社長
- 2019年4月 当社ヘルスケア事業本部和田哲カンパニー長
- 2020年6月 当社執行役員ヘルスケア事業本部副本部長関西統括
- 2021年3月 当社執行役員ヘルスケア事業本部長兼東京営業部長（現任）
（現在に至る）

取締役会出席状況

—

所有する当社の株式の数

2,000株

重要な兼職の状況

該当事項ありません。

取締役候補者とした理由

野村史郎氏は、当社の執行役員ヘルスケア事業本部長としての実績と、旧和田哲株式会社の社長としての豊富な経営経験と高い見識を有しております。当社といたしましては、今後のヘルスケア事業の成長ひいては当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けてご活躍いただくことを大いに期待できる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

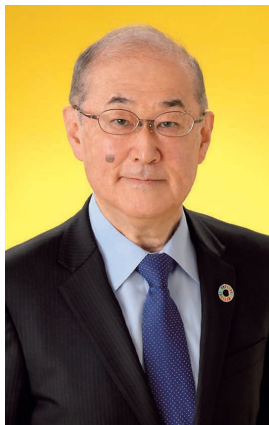
4

おく むら しゅう さく
奥 村 秀 策

1952年6月16日生

新任

社外
独立役員



■ 略歴、当社における地位、担当

- 1977年 4月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社
- 2003年 4月 三井住友海上火災保険株式会社介護サービス室長
- 2006年 4月 アメリカン・アプレーザル・ジャパン株式会社代表取締役社長
- 2008年 4月 三井住友海上火災保険株式会社リスク管理部部長
- 2010年10月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社リスク管理部部長
- 2016年 6月 当社監査等委員である取締役（現任）
（現在に至る）

■ 取締役会出席状況
17回すべてに出席

■ 所有する当社の株式の数
10,900株

■ 重要な兼職の状況
該当事項ありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

奥村秀策氏は、当社の監査等委員である社外取締役として長年当社業務への造詣を深めておられ、経営への適切な助言と監督をいただいております。また、国内大手損害保険会社で介護関連事業や米国企業日本法人での経営者としての経験および内部統制に関する豊富な実務経験を有しており、当社として、高い見識と豊富な経験を有していると判断しているため、現在監査等委員である取締役にご在任中ではありますものの、今般、社外取締役として選任をお願いするものであります。今後は、広範かつ高度な視野からの当社事業活動全般に対する助言および経営執行の適切な監督をいただくことが期待できると考えております。なお、同氏から、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役に辞任するとの申し出があり、監査等委員会は了承しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

候補者
番号

5

やま がた とし き
山 形 俊 樹

1958年5月7日生

新任

社外

独立役員



■ 略歴、当社における地位、担当

- 1982年 4月 株式会社長谷工コーポレーション入社
- 1988年 6月 米国Claremont Graduate University, Drucker School of Managementにて経営学修士 (MBA) 修了
- 1997年 9月 長谷工ハワイ・インク 副社長
- 2004年10月 株式会社サンダンス・リゾート入社
- 2009年 7月 同社代表取締役社長
- 2015年 4月 株式会社蒼設備設計代表取締役社長
- 2016年 4月 株式会社マイスターエンジニアリング代表取締役社長
- 2018年 7月 株式会社ボルテックス業務本部 ソリューション統括部 統括部長
- 2019年12月 同社執行役員業務本部本部長
- 2020年 7月 同社執行役員事業統括本部本部長 (現任)
(現在に至る)

■ 取締役会出席状況

—

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

株式会社ボルテックス執行役員事業統括本部本部長
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

山形俊樹氏は、不動産に関する専門知識を活用し長年不動産事業に携わってきた経験および上場企業代表取締役社長としての広範で豊富な経験があり、当社として、不動産事業および経営全般に対する深い知見と高い見識を有していると判断しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。今後は、当社の中核の事業である商業施設事業を始め当社経営活動全般に対してより広範かつ高度な視野からの助言および経営執行の適切な監督をいただくことが期待できると考えております。

候補者
番号

6

もろ
師 田 範 子

1939年1月27日生

新任

社外
独立役員



■ 略歴、当社における地位、担当

- 1961年 4月 都認可伊藤技芸学校（現東京ニットファッションアカデミー）勤務
- 1988年 7月 いとう服飾専門学校（現東京ニットファッションアカデミー）校長
- 1992年 9月 専門学校東京ニットファッションアカデミー校長（現任）
- 2013年 4月 当社テクニカルアドバイザー
- 2021年 5月 当社テクニカルアドバイザー辞任

■ 取締役会出席状況

—

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

専門学校東京ニットファッションアカデミー校長
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

師田範子氏は、ニット業界の人材教育の草分け的存在として長年にわたりニット業界の発展ならびにニット専門学校の経営者として人材育成に携わってこられた実績と幅広いアパレル業界人脈を有しております。また、当社のニット関連業務のテクニカルアドバイザーとして助言をいただいていた実績もあり、当社として、アパレル事業および経営全般に対する深い知見と高い見識を有していると判断しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。今後は、当社の祖業であるアパレル事業を始め事業活動全般に対して広範かつ高度な視野からの助言および経営執行の適切な監督をいただくことが期待できると考えております。

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①奥村秀策氏、山形俊樹氏および師田範子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- ②奥村秀策氏、山形俊樹氏および師田範子氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は3氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、3氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出をする予定であります。
- ③当社は、奥村秀策氏、山形俊樹氏および師田範子氏が取締役に選任され就任した場合には、3氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- ④当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員である取締役を除く）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
- 当該契約は、第三者および当社に対する取締役の責任のうち、被保険者が負担することになる株主代表訴訟・第三者訴訟・会社訴訟に関する損害を填補の対象としております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任監査等委員である取締役奥村秀策氏が本総会終結の時をもって辞任となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、現任監査等委員である取締役の辞任ならびに本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ひら い しょう
平 井 省 吾

1965年10月11日生

社外

新任

独立役員



■ 略歴、当社における地位、担当

1989年4月 住友生命保険相互会社入社
1994年3月 株式会社日本医療企画入社
1995年11月 株式会社小宮コンサルタンツ共同設立
2015年4月 同社取締役副社長
2017年4月 同社代表取締役社長
2020年4月 同社取締役副会長（現任）
（現在に至る）

■ 取締役会出席状況

—

■ 監査等委員会出席状況

—

■ 所有する当社の株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

株式会社小宮コンサルタンツ取締役副会長
上記兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要

平井省吾氏は、長年の経営コンサルタントとしての経験を通じて企業経営や人事労務に精通しており、当社として、専門的な知見と経営に関する高い見識を有していると判断しているため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。 今後は、経営面・人事労務面を始め広範かつ高度な視野から当社の事業活動全般に対して助言および経営の監督をいただくことが期待できると考えております。

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. なお、その他社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- ①平井省吾氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - ②平井省吾氏は、当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしております。当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同氏が取締役に選任され就任した場合には、独立役員の届け出をする予定であります。
 - ③当社は、平井省吾氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 - ④当社は、保険会社との間で、監査等委員である取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。平井省吾氏が選任された場合には同氏は当該契約の被保険者となります。当該契約は、第三者および当社に対する取締役の責任のうち、被保険者が負担することになる株主代表訴訟・第三者訴訟・会社訴訟に関する損害を填補の対象としております。

【監査等委員会意見】

監査等委員会は、当社の取締役の選任について、諮問委員会での議論の確認を含め、慎重に検討いたしました。取締役の選任について指名の手続きは適切であり、候補者は、これまでの経歴等を踏まえ、経営者としての経験・見識・能力を総合的に評価した結果、当社の取締役として適任と判断いたします。

〈ご参考〉

【当社の取締役選任方針】

当社は、定款に定める取締役の員数の範囲内を前提に、事業規模・事業の範囲等を踏まえて、高い専門性や経営者としての資質と見識を兼ね備えることを前提に候補者を選定します。加えて、高い見識を有し客観的な立場から経営等の監督や企業価値向上に資する意見・提言を行う独立社外取締役候補者を選任することとしています。一方、執行役員制度を導入し、経営の監督責任と業務の執行責任を明確化することとしています。また、2016年6月から監査等委員会設置会社に移行しました。これらにより、取締役会として、経営監督を効率的かつ実効性をもって行える体制とすることを基本的な考え方としています。なお、監査等委員である取締役には財務・会計に関する十分な知見を有する者を1名以上選任します。

【当社の取締役選任手続き】

取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役候補者の指名については、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長を含む諮問委員会において、経営者としての経験・見識・能力等を総合的に勘案して答申された候補者に関する意見を参考に、取締役会の決議により決定しています。

【当社の社外取締役の独立性判断基準】

当社取締役会では、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有していると判断しております。

- ① 現在または過去において当社または当社子会社の業務執行者
- ② 現在または過去5年間において当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう）またはその業務執行者
- ③ 現在または過去5年間において当社を主要な取引先とする者（過去3事業年度のいずれかの年度において取引先の当社グループに対する売上高が取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいう）またはその業務執行者
- ④ 現在または過去5年間において当社の主要な取引先（過去3事業年度のいずれかの年度において当社グループの連結売上高の2%以上を占めるものをいう）またはその業務執行者
- ⑤ 現在または過去5年間において当社の主要な借入先（当社グループが借入を行っている金融機関であって、その総借入残高が直近の事業年度末の当社グループの総借入残高の10%を超える金融機関をいう）の業務執行者
- ⑥ 当社から役員報酬以外に多額（過去3事業年度のいずれかの年度において1千万円を超えるものをいう）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- ⑦ 当社が多額（過去3事業年度のいずれかの年度において1千万円を超えるものをいう）の寄付または助成を受けている（または行っている）団体の業務執行者
- ⑧ 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ⑨ 上記①～⑧に該当する者の配偶者、二親等内の親族もしくは同居の親族
- ⑩ 社外取締役としての通算在任期間が8年を超える者

第3号議案 当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、2015年6月25日開催の当社第195回定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株券等の大量買付行為への対応策（以下、買収防衛策という）を導入し、さらにその後、2018年6月27日開催の第198回定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、監査等委員会設置会社への移行に伴う変更等を加えた買収防衛策（以下、旧プランという）を再度導入しております。旧プランの有効期限は2021年3月期に関する当社定時株主総会終結の時までであり、旧プランは、2021年6月28日開催予定の当社第201回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって満了いたします。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論等も勘案しつつ、当社の企業価値および株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から検討のうえ、2021年5月14日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

本議案は、本プランについて株主の皆様にご承認をお願いするものであります。本プランの詳細は下記のとおりであります。

なお、本プランの更新を決定いたしました取締役会には、当社の監査等委員である取締役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

本更新に伴う主な変更点は、以下のとおりであり、内容を実質的に変更している箇所はございません。

変更点1. 下記Ⅱの「基本方針の実現に資する特別な取り組み」について、当社の中期経営計画の諸施策等を反映した内容に修正しております。

変更点2. その他時点修正などの形式的な変更をしております。

記

Ⅰ 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。公開会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役

会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量買付行為（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。以下同じとします。）があった場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為を強行する動きも見受けられます。こうした大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該行為に係る提案内容や対象会社の取締役会からの代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、さらに対象会社の取締役会が大量買付者（下記Ⅲ 2. (3) ①で定義されます。以下同じとします。）の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社といたしましては、このような当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の向上に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えており、このような者が現れた場合には、必要かつ相当な対抗手段を講じることが必要であると考えます。

Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取り組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、日本で最初の毛織会社として、三井家始め東京の財界有力者による出資を得て1896年2月に設立されました。爾来、明治から昭和初期にかけて日本経済成長の牽引車となった繊維業界の主要企業の一つとして、経済・社会の発展に長年にわたり貢献してまいりました。毛織物の一貫生産体制を早くに確立したことから、官需・民需ユニフォーム事業にも強みを発揮し、警察・消防ほか諸官庁向け制服や前回の東京オリンピック関連ユニフォームなど数々の実績を挙げました。また、1960年代には、紳士スーツの量産体制を整え、米国有力ブランドとも提携するなど、アパレル業界の発展にも広く関わってまいりました。さらに、1990年代に入り、中国の有力企業集団である杉杉集団と合併で紳士スーツ製造工場を設立するなど中国での繊維事業に進出し、また、2008年にはニット事業に強みを有した株式会社コスモエイの提案型OEM事業を譲り受け、新たにニット企画営業にも乗り出しました。特に、今後の繊維・アパレル事業を支えていくことを期待している事業である毛織物関連の事業分野である「ユニフォーム事業」「ニット企画営業」は、こうした歴史の中で育んできた事業群であります。なお、国内繊維産業の低迷を背景に、2002年に当社最大の国内紡績工場であった鈴鹿工場を閉鎖、2015年には事業環境の悪化等により紳士服販売子会社を解散、2017年には中国合併工場での紳士スーツ製造事業から完全撤退するなど、必要

に応じて、リストラ策についても断行してまいりました。

一方、国内繊維産業の低迷が長引く中、1997年に静岡県駿東郡において当社の三島工場跡地を利用した地域密着型の大型商業施設「サントムーン柿田川」の開発に乗り出し、現在では、商業施設事業を当社の収益の源泉たる主力事業となるまでに育成してきており、2018年3月に第4期開発をスタートさせ、2020年3月に、3階建て・約7,000平米のテナント面積を有する新館「サントムーン オアシス」を開業し、地域の発展に一段と貢献しています。

また、現在のヘルスケア事業の前身である寝具製造事業につきましては、1980年に鈴鹿工場内で寝具製造事業をスタートさせ、1990年から1991年にかけて寝装品販売子会社設立、新潟県十日町市に寝装品製造子会社設立など新しい事業展開に取り組み、製販一体事業として長年にわたり取り組んでまいりました。その後、2014年には、高齢化社会の到来を睨み、寝装事業をさらに発展させ、今後の成長が期待できる「健康素材・健康医療機器・健康食品」の3分野を中心としたヘルスケア事業本部を新設しております。2017年には、医療機器メーカーである伊藤超短波株式会社との資本業務提携を実施するなど、健康長寿社会の発展への取り組みを進めております。さらに、2019年3月に生地商社和田哲株式会社からヘルスケア事業を譲り受け、業容を拡大してきています。

さらに、事業全般の戦略を進展させるにあたり2017年に東証一部上場のファーストブラザーズ株式会社およびその子会社との資本業務提携を締結し、当社事業のさらなる発展を目指し取り組みを継続しております。

この結果、当期まで6期連続で親会社株主に帰属する当期純利益の黒字を達成しており、さらなる企業価値向上に向けて邁進しているところであります。

現在、当社は、2021年4月スタートの「中期経営計画 ブレークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づき、以下の施策を進めております。

まず、コロナ後のニューノーマル下における市場変化への対応を見据え、事業ポートフォリオを見直し、より収益性・将来性の高い業務へのシフトを強める考えです。収益の柱である商業施設事業に経営資源の傾斜配分を継続するとともに、コロナ禍で市況回復に遅れがみられる一部アパレルOEM市場や旧来型の低機能な寝具の製造販売を縮小し、働く女性などをターゲットとしたジェンダーフリーなアパレルOEMや高機能のヘルスケア製品販売へのシフトを一段と推し進めます。その際、SDGsに準拠したテーマでの事業展開に注力するとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）などの概念もしっかり意識して取り組みます。こうした、事業推進においては、当社事業相互の垣根を取り払いオールナイトウボウとしてベストなソリューションを顧客に提供することや、自社ECサイトなど非対面のチャネル活用などにより、ニューノーマル下での新たなビジネスチャンスをしっかり捉えていく考えです。

主な事業戦略の概要は以下の通りであります。

A. コロナ後の市場変化への対応

① ニューノーマル下の新規事業展開については次のとおりであります。

- a. ・新時代での商業施設運営ノウハウの蓄積・強化
・地域密着の強みを活かした独自性を一段と強化します。
・マスターリース（フロア転貸）業務に取り組みます。
- b. 事業部門の枠を取り払ったダイトウボウクオリティの訴求
・ヘルスケア・繊維のオールダイトウボウの技術を結集して顧客ニーズに応えます。
- c. ネット関連などデジタル化の波に乗るビジネスへの取組
・自社サイト「Daitobo Healthcare Shop」「寝具の匠」を拡充します。
・SNS連携などを駆使して、B to Cを強化します。
- d. お年寄りの心に優しく届くJapanクオリティ「匠の逸品寝具」の製造
・国内グループ工場（新潟）の新しいブランドイメージを構築します。

② ニューノーマル下の縮小事業については次の通りであります。

将来性が見込みにくいと判断される市場での業務縮小を検討します。

- a. 市場の拡大が難しいと判断される低機能の布団製造販売を縮小します。
- b. 採算性の低い低付加価値のOEM業務を縮小します。
- c. 信用リスクを常に注視し信用面での適切な事業ポートフォリオの構築に努めます。

また、経営管理上のテーマとして以下に取り組んでおります。

③ 財務戦略

・財務マネジメントの強化

当社は商業施設事業への積極投資により有利子負債が相応に積みあがっています。このため、Net DER指標を目標化するなどで有利子負債の着実な削減とキャッシュフローマネジメントを引き続き強化します。

④ 人材育成

・少数精鋭の組織力強化

全社的かつ継続的な人材レベルの底上げはもとより、特に、商業施設事業のプロ人材育成、女性営業職や女性管理職の育成に注力します。

・ワークライフバランス向上

リモートワーク定着、ワークライフバランス向上などの新時代の観点を踏まえ、組織マネジメントの強化に努めるとともに社内コミュニケーションの一層の向上に取り組めます。

⑤ ガバナンスのさらなる強化

東証再編に関連して、上場市場では、今後、より高いガバナンス水準が求められることになっており、特にプライム市場は「見直し後のコーポレートガバナンス・コード全原則の適用」が掲げられています。当社はコーポレートガバナンスコードの遵守に

努めているところですが、かかる環境下、こうした変化にもしっかり対応し、これまで以上に実効性あるガバナンス強化に取り組みます。

以上により、当社グループは、現経営陣のもと株主様はじめ多くのステークホルダーの皆様のお陰を持ちまして、既に6期連続連結最終黒字を計上するなど長く苦しい時代を乗り越えてきております。今後、当社グループは、ニューノーマルの新たな時代を、125年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していきます。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にする企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存です。

こうした歴史と実績をもとに、長年にわたり信頼関係を構築したお取引先様各位と経験豊かで専門的技量を有する当社グループ社員一同が一丸となって当社の事業を育てていくことが当社の企業価値の源泉であり、これら企業価値の源泉を理解し運営することにより、会社の利益ひいては株主の皆様共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことが可能になると考えております。

2. コーポレート・ガバナンスの状況について

(1) 企業統治の体制

当社は、企業価値重視の経営という考え方に立ち、企業のコーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、激変する経営環境に対応すべく、経営の透明性・健全性・遵法性を確保するとともに、各ステークホルダーへのアカウンタビリティを重視し迅速かつ適切な情報開示に努め、経営の効率化・意思決定の迅速化・経営監視機能の充実を高めることを基本的な方針とし、以下の企業統治の体制を整備しております。

取締役会は、経営の意思決定および取締役の職務執行を監督する機関として位置付けており、定款の規定に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役により構成しており、その半数以上を独立社外取締役が占めております。取締役会は原則月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営上の重要な事項の審議・報告・決定を行うとともに、業務執行状況の報告を受けるなど、取締役の業務執行を適切に監督する体制となっております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（うち独立社外取締役3名）で構成しております。監査等委員会は常勤の監査等委員を1名置き、原則月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務執行を監査し、監査報告を作成します。監査等委員である取締役は取締役会、監査等委員会に原則出席するとともに、常勤の監査等委員である取締役は、部長会など社内の重要な会議にも出席することで、内部統制システムを通じて適法性および妥当性に関する監査を行い、取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室とは適

宜意見交換を行うほか月1回の内部監査連絡会を定期的を開催しており、会計監査人とは通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時協議・検討の機会を持つことで緊密な連携を保っております。

社外役員会議は、外部の新しい視点から、当社の持続的成長と企業価値向上のために有用な助言や経営監督に関する提言を活発に議論する場として、取締役の半数以上を占める独立社外取締役のうち1名を筆頭社外取締役としたうえで独立社外取締役のみで構成しております。

諮問委員会は、取締役等の経営幹部の指名・報酬などの重要な事項の検討にあたり、独立社外取締役の適切な助言を得る場として、取締役会の下に、過半数を独立社外取締役が占める構成とした形で設置しております。

内部統制委員会は、原則月1回開催し、社長が委員長、内部監査室長が運営事務局を務め、取締役（監査等委員である取締役を除く）、常勤の監査等委員である取締役のほか部長以上の役職者が出席し、幅広くリスク管理に関する事項や内部統制に関する事項の現況および課題について協議・報告しております。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員、常勤の監査等委員である取締役および部長以上の役職者で構成する部長会を月1回開催し、経営方針に関する重要な案件や業務執行に関する重要な事項の検討を行っております。グループ会社については、原則月1回、業務の進捗に関する報告会を開催しております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針を制定し、会社の業務の適正を確保するための体制を整え、社内統制機能の強化を図っております。また、当社は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の構築およびその他の対応については、経営管理本部長をリーダーとして、当社グループ全体で推進しております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

重要な法務的課題およびコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要に応じ外部の専門家を起用して法令定款違反行為を未然に防止しております。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会および取締役会に報告するなどコーポレート・ガバナンス体制を強化しております。情報管理については、情報セキュリティ基本方針および情報セキュリティ管理規程を制定し、適切かつ確実に保存・管理を行っております。また、大地震等災害発生時には、その損害を最小限に食い止めるため防災危機管理基本規程に基づき組織的かつ計画的に対応しております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に反する株券等の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社グループにおいては、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意等のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大量買付行為を強行するといった動きも見受けられないわけではありません。

もとより株券等の大量買付行為は、たとえそれが対象となる会社の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて対象会社の株券等を高値で会社関係者等に買い取らせる目的で行うものなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白な、いわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客様との信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主の皆様の利益につながるものであることを確信しております。当社株券等の大量買付者がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益は著しく害されることとなります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株券等は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいております。したがって、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現に資するものであるか否か、株主の皆様に適切にご判断いただき、当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されるこ

とが不可欠であると考えます。また、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、株主の皆様に対して代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに所要の修正を加えた上で、以下のとおり本プランを更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。また、2021年3月31日現在の当社の大株主の状況は、別紙1のとおりとなっております。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うに当たり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続－本定時株主総会における承認

旧プランは、定款第19条に基づいて、2018年6月27日開催の第198回定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て再度導入したものであり、本プランへの更新についても、株主の皆様の意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会に

おける決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランの発動に係る手続

① 対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有⁶しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者⁷が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁸の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

② 本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランについて株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定める諸規則に基づき適時開示を行うとともに、当社のホームページ (<http://www.daitobo.co.jp/>) に本プランを掲載します。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。

なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。

かかる追加情報提供の要求は、適宜回答期限（原則として30日を上限とします。）を定めたとうえで、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- i. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- ii. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、並びに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- iii. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性並びに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- iv. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- v. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）

- vi. 大量買付行為後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- vii. 大量買付行為後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- viii. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ix. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- x. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

③ 当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様へ買収の是非を適切にご判断いただき、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨並びに下記の取締役会評価期間の始期および終期について、速やかに大量買付者および独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。当社取締役会は、大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けの場合）または90日以内（その他の大量買付行為の場合）（かかる60日以内または90日以内の期間を、以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉

し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様にご提案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長された具体的期間およびその延長が必要とされる理由について、大量買付者及び独立委員会に通知し、適時かつ適切に株主の皆様にご開示を行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④ 独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。

なお、本プラン更新時に選任が予定されている独立委員会の委員の氏名および略歴は、別紙2「独立委員会委員の氏名および略歴」のとおりであります。独立委員会規則の概要は、別紙3「独立委員会規則の概要」のとおりであります。また、独立委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様にご開示を行います。

⑤ 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・ア

ドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得たうえで、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役全員の賛成を得たうえで、当社取締役全員の一致により発動の決議をすることとします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。)の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容並びに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等したうえで、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

⑥ 対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることとします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株券等の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行

おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重したうえで、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- (i) 高値買取要求を狙う買収である場合
- (ii) 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲のもとに大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- (iii) 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (iv) 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- (v) 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- (vi) 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- (vii) 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- (viii) 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- (ix) 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - a. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - b. 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害されることを回避することができ

ないかまたはそのおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

⑦ 当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様へ情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または当社取締役会から不発動決定通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧ 当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問したうえで再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、速やかに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、大量買付者に通知し、株主の皆様へ情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙4「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。

ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができない

ものとしす。また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件のもとで特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件のもとで本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしす。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえたうえで、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。なお、本プランは2021年5月14日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとしす。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示します。

また、本総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行ったうえで、本プランの継続、更新の可否または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただき予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は発動されませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手续により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手续を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

① 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項並びに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

② 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施したうえで、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。

なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様へ開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが、上記Iの基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。

なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様にご判断いただき、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新に当たり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2. (2)に記載のとおり、本定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社は、上記Ⅲ 2. (3) ④に記載のとおり、本プランの更新に当たり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時かつ適切に株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件を設定していること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者専門家の助言を取得できること

本プランは、上記Ⅲ 2. (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されております。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2. (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は監査等委員会設置会社に係る会社法の取締役の任期規制に従い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期を1年、監査等委員である取締役の任期を2年としており、期差任期制度を採用していないため、本プランは、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

当社株式の状況 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 96,000,000株
2. 発行済株式総数 30,000,000株 (自己株式68,749株を含む。)
3. 株主数 13,629名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	844,400	2.81
ファーストブラザーズ(株)	682,000	2.27
ジェイ・エム・ビル・ムラ インターナショナル ビルシー 1 コル エクワイ (株) シ ー ド	567,100	1.89
(株) デベロップ ー 三 信	501,000	1.67
(株) 日本カストディ銀行 (信託口5)	474,500	1.58
(株) 日本カストディ銀行 (信託口6)	430,500	1.43
大 和 証 券 (株)	374,400	1.24
新 陽 (株)	280,000	0.93
(株) 日本カストディ銀行 (信託口2)	265,000	0.88

(注) 上記のほか、当社は自己株式68,749株を所有しております。

(別紙2)

独立委員会委員の氏名および略歴

氏名 : 澤田 康伸 (さわだ やすのぶ)
生年月日 : 1953年 1 月 9 日生
略歴 : 1976年 4 月 労働省 (現 厚生労働省) 入省
1989年 1 月 A.T. Kearney, Inc. (現 A.T. カーニー株式会社) 入社
東京事務所配属
1997年10月 同社ディレクター・オブ・プラクティスマネジメント
2002年 4 月 エンタープライズ・アイ・ジー・ジャパン株式会社
(現 Brand Union/WPPグループ)
エグゼクティブ・ディレクター
2003年 7 月 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役 (現任)
2015年 6 月 大東紡織株式会社 (現 ダイトウボウ株式会社) 社外取締役就任
(現在に至る)

(注) 澤田康伸氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、澤田康伸氏は当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

氏名 : 飯沼 春樹 (いいぬま はるき)
生年月日 : 1948年 4 月 19日生
略歴 : 1976年 4 月 弁護士登録
1978年 4 月 飯沼総合法律事務所 開設 (現職)
2011年 6 月 大東紡織株式会社 (現 ダイトウボウ株式会社) 非常勤監査役就任
2016年 6 月 大東紡織株式会社 (現 ダイトウボウ株式会社) 監査等委員である
取締役就任
(現在に至る)

(注) 飯沼春樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、飯沼春樹氏は当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

氏名 : 高野 角司 (たかの かくじ)

生年月日 : 1940年 4月 7日生

略歴 : 1963年 4月 興国化学工業株式会社 (現 アキレス株式会社) 入社
1968年 5月 監査法人池田昇一事務所 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
1981年 5月 高野総合会計事務所 開設
1996年 12月 監査法人センチュリー (現 EY新日本有限責任監査法人)
代表社員就任
2001年 6月 上記監査法人退所
2007年 4月 株式会社丸善 社外監査役就任
2007年 6月 日本出版販売株式会社 社外監査役就任
2008年 10月 学校法人幾徳学園神奈川工科大学評議員就任 (現職)
2010年 7月 組織変更に伴い税理士法人高野総合会計事務所及び高野総合グループ総括代表に就任 (現職)
2014年 6月 ソースネクスト株式会社 社外監査役就任 (現職)
(現在に至る)

(別紙3)

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任に当たり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
 - 3 委員の任期は、第1項第2文に定める契約に別段の定めがない限り、2021年3月期に関する定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、同定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
- ② 買付提案の内容が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するか否かの決定並びに対抗措置の発動または不発動
- ③ 対抗措置の中止
- ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
- ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。

第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うに当たって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙4)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額
無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間
本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
 - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
 - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
 - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
 - b. a. Iにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. IIにおいて「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
 - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
 - d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
 - e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
 - f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。

- g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の2第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害さないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日）の翌日以降行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。

② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

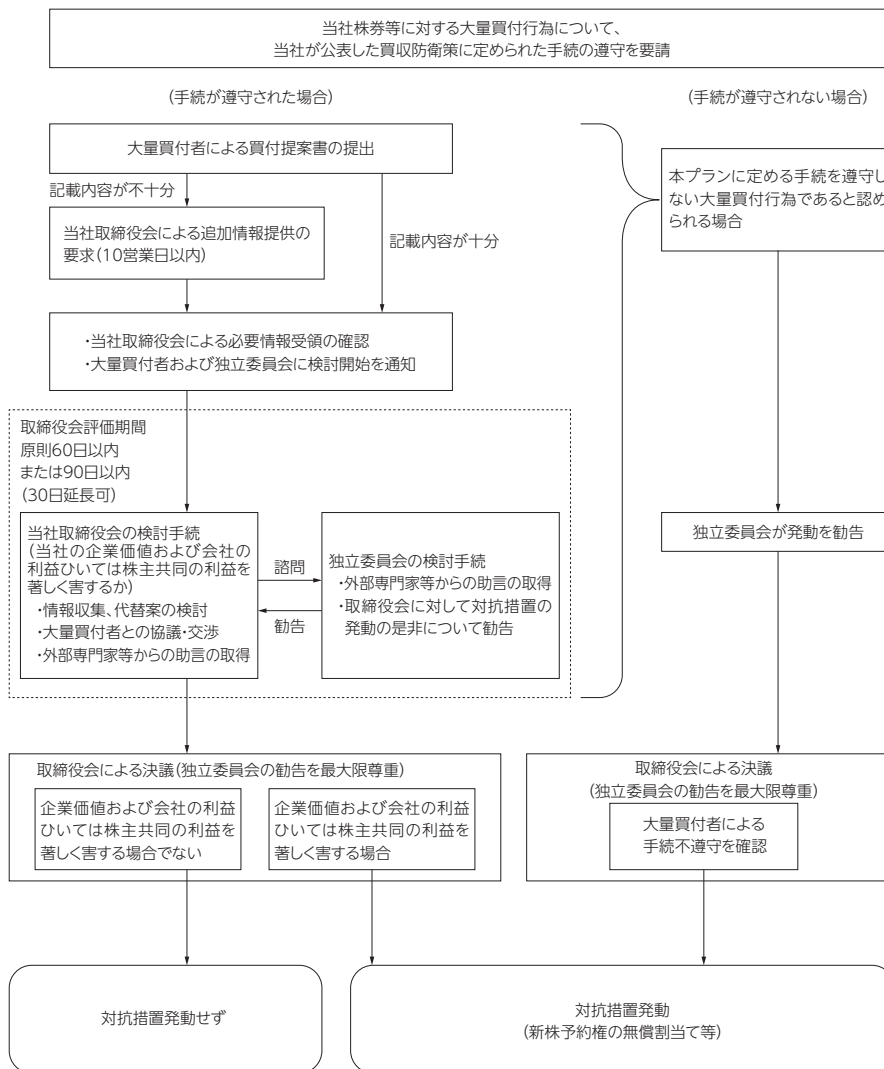
当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。
13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件
本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。
16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項並びに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案のうえ、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以上

(ご参考)

当社株券等の大量買付行為開始時のフローチャート



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

(提供書面)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症の度重なる猛威により経済環境は大きな影響を受け続けることになりました。厳しい雇用・所得環境が続き個人消費も弱含みで推移しました。

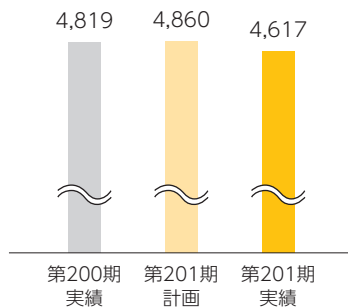
こうした中で、当社グループは、2021年3月期が最終年度となる「中期経営方針 Get Ahead of the Future ～新しい時代の先へ～」に基づく諸施策の達成に向けて鋭意取り組みました。

商業施設事業におきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」においては、4月～5月に静岡県の休業要請に応じた結果、一部を除くテナントが休業したため賃料減免対応を行ったことや飲食・娯楽などの分野ではコロナ禍の負の影響を長く受け続けることになりました。一方で、前期末に新たにオープンいたしました「サントムーン オアシス」の開業や映画「鬼滅の刃」効果に加え、生活必需品関連などコロナ禍に業績が伸びた一部業態もあり全体としては緩やかな回復を続けました。ヘルスケア事業におきましては、マスクや抗菌素材など新型コロナウイルス感染症対策商品の拡販に努めたものの、大口の職域販売ルートや店頭などにおいて落ち込みがあった影響で一般寝具関連が年間を通じて苦戦しました。繊維・アパレル事業におきましては、マスクを含む官需向け売上が前年を上回るなど順調であったものの、アパレル市況の低迷が想定よりも長引きOEM営業が年間を通じて苦戦しました。

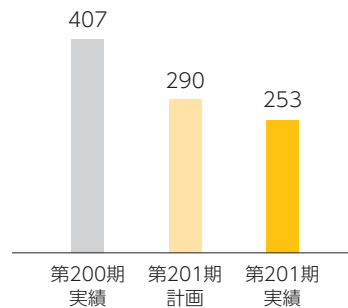
この結果、当期の業績は、売上高46億17百万円（前期比4.2%減）、商業施設事業で前期末に完成した第4期開発関連の減価償却費増と一時休業に伴う賃料減免負担にヘルスケア事業と繊維・アパレル事業のセグメント営業利益が前期の黒字から一転赤字となったことにより営業利益2億53百万円（前期比37.7%減）となり、営業外費用として支払利息と3月末のシンジケートローン借換えに伴う手数料等の負担があり経常利益21百万円（前期比90.4%減）となりました。これに、法人税等および税効果会計による繰延税金資産の計上を加味した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は97百万円（前期比28.6%増）の連結最終増益となりました。

なお、誠に遺憾ではございますが、配当につきましては今年度につきましても見送りとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

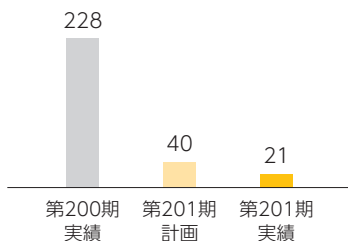
■ 売上高 (百万円)



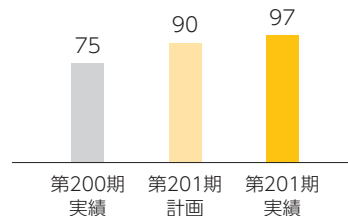
■ 営業利益 (百万円)



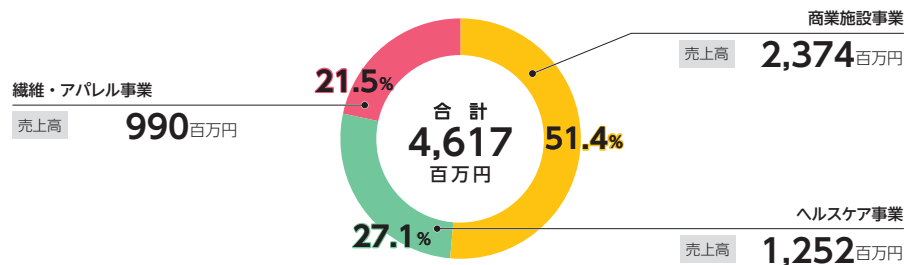
■ 経常利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

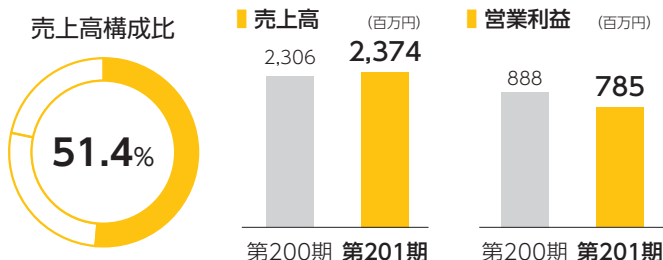


■ 売上高構成比率



セグメントの業績は次のとおりであります。

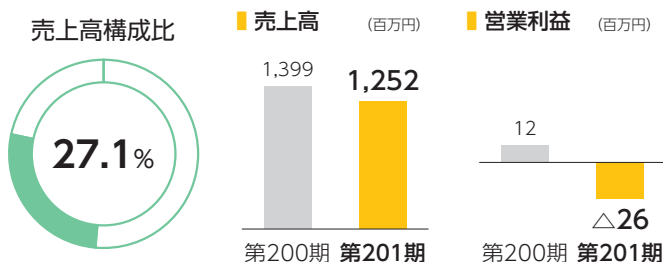
商業施設事業



商業施設事業につきましては、静岡県下有数の商業施設である「サントムーン柿田川」において、静岡県の要請により一時休業し一部テナントの賃料減免対応を行ったことやコロナ禍の影響が長引いている飲食・娯楽分野が伸び悩みました。一方、前期末に新たにオープンいたしました「サントムーン オアシス」の開業効果および映画「鬼滅の刃」効果に加え一部生活必需品関係のテナントなどコロナ禍がプラスに影響した業態もあったことから、売上高は前期を上回りました。損益面では、新たに開業した施設の減価償却費負担1億65百万円に加え、静岡県の休業要請による賃料減免負担およびコロナ禍の影響が色濃く残る一部テナントの伸び悩みが響き前期比減益となりました。

この結果、商業施設事業の売上高は23億74百万円(前期比2.9%増)、営業利益は7億85百万円(前期比11.5%減)となりました。

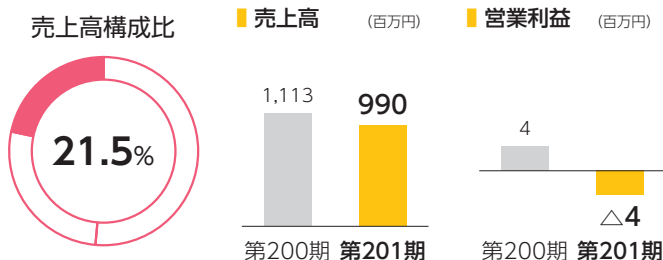
ヘルスケア事業



健康ビジネス部門につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク販売や抗菌素材などの医療関連商品の営業に注力したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面営業が低調となり営業基盤の睡眠関連商品が伸び悩み、売上高は前期を下回りました。一般寝装品部門につきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により営業自粛した取引先からの受注減が響き、売上高は前期を下回りました。損益面では、売上高の減収に伴う粗利益の減少が響き、前期を下回りました。

この結果、ヘルスケア事業の売上高は12億52百万円(前期比10.5%減)、営業損失26百万円(前期は営業利益12百万円)となりました。

繊維・アパレル事業



衣料部門につきましては、コロナ禍の影響による市況の低迷が長引き、売上高は前期を下回りました。ユニフォーム部門につきましては、官需ユニフォームの受注などの効果により、売上高は前期を上回りました。損益面では売上高の減収に伴う粗利益の減少が響き、前期を下回りました。

この結果、繊維・アパレル事業の売上高は9億90百万円(前期比11.0%減)、営業損失4百万円(前期は営業利益4百万円)となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

事業区分	売上高	前期比	構成比
商業施設事業	2,374百万円	67百万円	51.4%
ヘルスケア事業	1,252百万円	△146百万円	27.1%
繊維・アパレル事業	990百万円	△122百万円	21.5%
合計	4,617百万円	△201百万円	100.0%

- ② 設備投資の状況
当期中に特記すべき設備投資は行っておりません。

③ 資金調達の状況

2021年3月31日付で期限到来した長期シンジケートローン総額7,792百万円につきまして、同日付で取引金融機関5行からそれぞれ5年～23年間の長期借入金にて借換えいたしました。なお、そのうち4,880百万円につきましては、取引金融機関5行と5年間の長期シンジケートローン契約を新たに締結いたしました。

(2) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長引いており、厳しい状況が当面続くと思込まれるものの、年後半にワクチン接種が進展することで、徐々に回復軌道に乗ることが見込まれます。ただし、ニューノーマルの新しい時代は不確実性も多く、海外経済の動向や新たな米中摩擦など不透明な状況が続くものと思われます。

こうした環境下、当社は2021年5月14日付で公表いたしました新しい「中期経営計画ブルークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」に基づく諸施策への取り組みを進めていく考えです。

まず、基本的な考え方として、コロナ後のニューノーマル下における市場変化への対応を見据え、事業ポートフォリオを見直し、より収益性・将来性の高い業務へのシフトを強める考えです。収益の柱である商業施設事業に経営資源の傾斜配分を継続するとともに、コロナ禍で市況回復に遅れがみられる一部アパレルOEM市場や旧来型の低機能な寝具の製造販売を縮小し、働く女性などをターゲットとしたジェンダーフリーなアパレルOEMや高機能のヘルスケア製品販売へのシフトを一段と推し進めます。その際、SDGsに準拠したテーマでの事業展開に注力するとともに、ESG（環境・社会・ガバナンス）などの概念もしっかり意識して取り組みます。こうした、事業推進においては、当社事業相互の垣根を取り払いオールダイトウボウとしてベストなソリューションを顧客に提供することや、自社ECサイトなど非対面のチャネル活用などにより、ニューノーマル下での新たなビジネスチャンスをしっかり捉えていく考えです。

主な事業戦略の概要は以下の通りであります。

A. コロナ後の市場変化への対応

①ニューノーマル下の新規事業展開については次のとおりであります。

- a. 新時代での商業施設運営ノウハウの蓄積・強化
 - ・地域密着の強みを活かした独自性を一段と強化します。
 - ・マスターリース（フロア転貸）業務に取り組みます。
- b. 事業部門の枠を取り払ったダイトウボウクオリティの訴求
 - ・ヘルスケア・繊維のオールダイトウボウの技術を結集して顧客ニーズに応えます。

- c. ネット関連などデジタル化の波に乗るビジネスへの取組
 - ・自社サイト「Daitobo Healthcare Shop」「寝具の匠」を拡充します。
 - ・SNS連携などを駆使して、B to Cを強化します。
 - d. お年寄りの心に優しく届くJapanクオリティ「匠の逸品寝具」の製造
 - ・国内グループ工場（新潟）の新しいブランドイメージを構築します。
- ②ニューノーマル下の縮小業務については次の通りであります。
将来性が見込みにくいと判断される市場での業務縮小を検討します。
- a. 市場の拡大が難しいと判断される低機能の布団製造販売を縮小します。
 - b. 採算性の低い低付加価値のOEM業務を縮小します。
 - c. 信用リスクを常に注視し信用面での適切な事業ポートフォリオの構築に努めます。
- B. また、経営管理上のテーマとして以下に取り組んでおります。
- ①財務戦略
- a. 財務マネジメントの強化
当社は商業施設事業への積極投資により有利子負債が相応に積みあがっています。このため、Net DER指標を目標化するなどで有利子負債の着実な削減とキャッシュフローマネジメントを引き続き強化します。
- ②人材育成
- a. 少数精鋭の組織力強化
全社的かつ継続的な人材レベルの底上げはもとより、特に、商業施設事業のプロ人材育成、女性営業職や女性管理職の育成に注力します。
 - b. ワークライフバランス向上
リモートワーク定着、ワークライフバランス向上などの新時代の観点を踏まえ、組織マネジメントの強化に努めるとともに社内コミュニケーションの一層の向上に取り組めます。
- ③ガバナンスのさらなる強化
- a. 東証再編に関連して、上場市場では、今後、より高いガバナンス水準が求められることになっており、特にプライム市場は「見直し後のコーポレートガバナンス・コード全原則の適用」が掲げられています。当社はコーポレートガバナンス・コードの遵守に努めているところですが、かかる環境下、こうした変化にもしっかり対応し、これまで以上に実効性あるガバナンス強化に取り組めます。
- 以上により、当社グループは、ニューノーマルの新たな時代を、125年を超える当社の歴史と伝統を背景に、経営理念である「進取の精神」と「自利利他の心」に基づき、役職員一同全力で、発想力を活かし無限大の可能性へ挑戦していきます。もって、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、社会に役立つ企業、環境に優しい企業、人々の笑顔を大切にす企業となり、SDGsの実現と日本のより良い未来の創造に貢献していく所存でございますので、株主の皆様には倍旧のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 中期経営方針の達成状況

中期経営方針は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年11月に取り下げを決定し2021年3月期の業績予想を修正し公表いたしました。しかし、その後の新型コロナウイルス感染症の第3波の影響が想定より長引いたため、冬場のシーズンに打撃を受けた寝具、衣料品部門のマイナスを主因に売上高、営業利益、経常利益の各段階で予想を下回りました。ただし、親会社株主に帰属する当期純利益は、繰延税金資産を計上した結果、予想を上回りました。財務目標とした営業利益率は目標を下回りましたものの、その他の指標は予想を上回りました。

なお、「1. 企業集団の状況 (2) 対処すべき課題」に記載のとおり、2021年5月14日付で新たに「中期経営計画ブレークスルー2024～PROGRESS IN THE NEW NORMAL～」を公表いたしました。

①2020年度計画対比

(単位：百万円)

	2019年度 実績	2020年度 計画	2020年度 実績	差異
売上高	4,819	4,860	4,617	-243
営業利益	407	290	253	-37
親会社株主に帰属 する当期純利益	75	90	97	+7
純資産	4,419	4,850	4,615	-235
有利子負債	12,205	11,600	11,575	-25

(注) 1. 差異欄の赤字は計画達成項目であります。

②2020年度財務目標達成状況

	2019年度 実績	2020年度 計画	2020年度 実績	差異
営業利益率	8.5%	6%	5.5%	-0.5%
ROE	1.7%	2%	2.2%	+0.2%
Net DER	258.5%	246%	230%	16%改善

(注) 1. ROE = 株主資本利益率、Net DER = 純有利子負債資本倍率
2. 差異欄の赤字は計画達成項目であります。

(4) 財産および損益の状況

区 分	第 198 期 (2018年3月期)	第 199 期 (2019年3月期)	第 200 期 (2020年3月期)	第 201 期 (2021年3月期) (当期)
売 上 高 (百万円)	4,427	4,496	4,819	4,617
営 業 利 益 (百万円)	325	327	407	253
経 常 利 益 (百万円)	153	236	228	21
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	103	294	75	97
1 株当たり当期純利益 (円)	3.47	9.86	2.54	3.26
総 資 産 (百万円)	18,888	20,853	22,373	21,909
純 資 産 (百万円)	4,450	4,308	4,419	4,615
1 株当たり純資産額 (円)	148.56	143.76	147.19	153.52
有 利 子 負 債 額 (百万円)	9,020	10,812	12,205	11,575

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	主要製品・サービス
商業施設事業	不動産賃貸、商業施設の運営・管理
ヘルスケア事業	寝装品等の製造・販売
繊維・アパレル事業	アパレル製品（衣料品、ユニフォーム）等の製造・販売

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
大東紡エステート株式会社	30百万円	100.0%	商業施設の運営・管理
新潟大東紡株式会社	10百万円	100.0%	寝装品製造・販売
上海大東紡織貿易有限公司	45万米ドル	100.0%	衣料品販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

区分	所在地
本社	東京都中央区
名古屋営業部	愛知県一宮市
大阪営業部	大阪市中央区
大東紡エステート株式会社	静岡県駿東郡清水町
新潟大東紡株式会社	新潟県十日町市
上海大東紡織貿易有限公司	中国上海市

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
商業施設事業	32 (0) 名	+1 (±0) 名
ヘルスケア事業	44 (6) 名	+2 (+3) 名
繊維・アパレル事業	17 (0) 名	△1 (±0) 名
全社 (共通)	21 (1) 名	+1 (+1) 名
合計	114 (7) 名	+3 (+4) 名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (4) 名	+1 (+1) 名	44.9歳	12.3年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	8,395百万円
株式会社三井住友銀行	1,051
株式会社静岡銀行	795
株式会社みずほ銀行	730
株式会社三菱UFJ銀行	520

- (注) シンジケートローンのうち、4,880百万円は株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケート団5行 (株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社きらぼし銀行) による協調融資によるものであり、3,515百万円は株式会社みずほ銀行をアレンジャー、株式会社静岡銀行をコ・アレンジャーとするシンジケート団5行 (株式会社みずほ銀行、株式会社静岡銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社きらぼし銀行) による協調融資によるものであります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 96,000,000株
- ② 発行済株式の総数 30,000,000株
- ③ 株主数 13,629名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	844千株	2.82%
ファーストブラザーズ株式会社	682	2.27
江レ-エム-エル ノムラ インターナショナル ピ-エルシー 1 コル エクワイ	567	1.89
株 式 会 社 シ ー ド	501	1.67
株 式 会 社 デ ベ ロ ツ パ ー 三 信	500	1.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	474	1.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	430	1.43
大 和 証 券 株 式 会 社	374	1.25
新 陽 株 式 会 社	280	0.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口2)	265	0.88

(注) 持株比率は自己株式 (68,749株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員等が保有している新株予約権の状況

2016年11月9日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①発行した新株予約権の数
80個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 80,000株
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権 1 個当たり70,000円 (1 株当たり70円)
- ④新株予約権の行使価額
新株予約権 1 個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2019年12月5日から2024年12月4日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	60個
当社執行役員	2名	20個

2017年8月23日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

110個

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 110,000株

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり83,000円（1株当たり83円）

④新株予約権の行使価額

新株予約権1個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2020年9月20日から2025年9月19日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	90個
当社執行役員	2名	20個

2018年7月25日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

81個

- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 81,000株
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権 1個当たり95,000円（1株当たり95円）
- ④新株予約権の行使価額
新株予約権 1個当たり1,000円
- ⑤新株予約権の行使期間
2021年8月20日から2026年8月19日まで
- ⑥新株予約権の行使条件
- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
 - ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。
- ⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	67個
当社執行役員	2名	14個

2019年7月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ①発行した新株予約権の数
73個
- ②新株予約権の目的となる株式の種類および数
普通株式 73,000株
- ③新株予約権の払込金額
新株予約権 1個当たり80,000円（1株当たり80円）
- ④新株予約権の行使価額
新株予約権 1個当たり1,000円
- ⑤新株予約権の行使期間
2022年8月20日から2027年8月19日まで
- ⑥新株予約権の行使条件
- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
 - ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	61個
当社執行役員	2名	12個

当事業年度中に発行した新株予約権の状況

2020年7月22日開催の取締役会決議による新株予約権

①発行した新株予約権の数

44個

②新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 44,000株

③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり111,000円（1株当たり111円）

④新株予約権の行使価額

新株予約権1個当たり1,000円

⑤新株予約権の行使期間

2023年8月20日から2028年8月19日まで

⑥新株予約権の行使条件

- ・新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。
- ・その他の条件については、当社第196回定時株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」による。

⑦新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

割当ての対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	3名	37個
当社執行役員	3名	7個

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	執行役員地位、担当および重要な兼職の状況
※ 取締役社長	山 内 一 裕	上海大東紡織貿易有限公司董事長
取 締 役	三 枝 章 吾	常務執行役員 経営管理本部長 内部統制担当
取 締 役	青 木 寛 繁	執行役員 ヘルスケア事業、繊維・アパレル事業管掌
取 締 役	澤 田 康 伸	ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
取締役(常勤監査等委員)	加久間 雄 二	
取締役(監査等委員)	飯 沼 春 樹	飯沼総合法律事務所 弁護士
取締役(監査等委員)	鏡 高 志	税理士法人高野総合会計事務所 パートナー、高野総合コンサルティング株式会社代表取締役 公認会計士
取締役(監査等委員)	奥 村 秀 策	

- (注) 1. ※は代表取締役であります。
2. 2020年6月24日付で野村利泰氏が取締役を退任いたしました。
3. 2020年6月24日付で青木寛繁氏が取締役に就任いたしました。
4. 監査等委員加久間雄二氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、かつ、経理部門の長としての経験も豊富であることから、経理・財務に関する高い知見と見識を有するものであります。
5. 取締役澤田康伸氏、取締役飯沼春樹氏、取締役鏡高志氏および取締役奥村秀策氏は、社外取締役であります。なお、当社は澤田康伸氏、飯沼春樹氏、鏡高志氏および奥村秀策氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。また、各社外取締役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。
6. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに社内監査部門との十分な連携を可能とすべく、加久間雄二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 2021年3月31日現在の取締役兼務者を除く執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
執 行 役 員	飯 田 互	商業施設事業本部長 大東紡エステート株式会社取締役社長
執 行 役 員	野 村 史 郎	ヘルスケア事業本部長兼東京営業部長
執 行 役 員	森 口 真 治	経営管理本部 総合管理部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）、当社監査等委員である取締役、当社子会社の役員および退任役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金および争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。

また、当該役員等賠償責任保険契約は役員等の職務執行の適正のために免責事由が設定されておりますので、当該免責事由に該当する損害については填補されず、役員等の自己負担となります。

④ 取締役の報酬等の総額

取締役の報酬の決定に関する方針

取締役の報酬の決定につきましては、独立社外取締役を主要な構成員とし、社長を含む諮問委員会において、経営陣としての経験・見識・能力・実績等を総合的に勘案して答申された意見を参考に、報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲を超えないことを前提に、取締役会で決定することとしております。なお、取締役会決議により諮問委員会の答申を参考にすることおよび報酬総額が株主総会の決議により定められた上限額の範囲を超えないことを条件に、細目を迅速に決定する観点から、個人別の報酬の決定を代表取締役社長山内一裕に委任いたしました。取締役会は個人別の報酬決定額が諮問委員会の答申と一致することを確認しております。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	54 (7)	49 (7)	— (—)	5 (—)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	23 (15)	23 (15)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計	77	72	—	5	9

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額72百万円以内（うち社外取締役の報酬枠10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の員数は6名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第196回定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る会社役員の員数は3名です。
3. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションであり、「2（2）新株予約権等の状況」にその内容を記載しております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与14百万円を支給しております。
5. なお、社外取締役に子会社等の役員を兼務している者はありません。

⑤ 社外役員に関する事項
 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会および監査等委員会への出席状況

地位	氏名	取締役会(出席回数)	監査等委員会(出席回数)
取締役	澤田 康伸	100% (17/17回)	—
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	100% (17/17回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	鏡 高志	100% (17/17回)	100% (13/13回)
取締役(監査等委員)	奥村 秀策	100% (17/17回)	100% (13/13回)

・重要な兼職の状況

澤田 康伸 ヴィブランド・コンサルティング株式会社代表取締役
 飯沼 春樹 飯沼総合法律事務所所長
 鏡 高志 税理士法人高野総合会計事務所パートナー
 高野総合コンサルティング株式会社代表取締役

※各社外役員が役員等を兼務する上記法人等と当社との間に特別な関係はありません。

・取締役会および監査等委員会における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	澤田 康伸	経営面・労務面を始め広範かつ高度な視野から、全ての取締役会に出席し活発に発言いただき、貴重なご意見や的確なアドバイスを頂きました。また毎月の事業部長会や内部統制委員会に出席したほか、月に一度の社外役員会議の議長として毎回議事を主導するなど、積極的に意見交換して頂き、経営に有用なご意見を頂きました。
取締役(監査等委員)	飯沼 春樹	企業法務の深い知見と広範かつ高度な視野から、全ての取締役会および監査等委員会に出席し活発に発言いただき、的確なご意見や助言をいただきました。また、定例の内部監査連絡会や月に一度の社外役員会議のメンバーとして毎回出席し活発に議論いただき、経営に有用なご意見を頂きました。
取締役(監査等委員)	鏡 高志	企業会計・税務の深い知見と広範かつ高度な視野から、全ての取締役会および監査等委員会に出席し活発に発言いただき、的確なご意見や助言をいただきました。また、毎月内部統制委員会に出席したほか、定例の内部監査連絡会や月に一度の社外役員会議のメンバーとして毎回出席し活発に議論いただき、経営に有用なご意見を頂きました。
取締役(監査等委員)	奥村 秀策	長年の企業実務経験を活かし広範かつ幅広くかつ高度な視野から、全ての取締役会および監査等委員会に出席し活発に発言いただき、貴重なご意見や的確なアドバイスを頂きました。また、毎月の事業部長会や内部統制委員会、さらに適宜現場の営業会議にも出席したほか、定例の内部監査連絡会や社外役員会議のメンバーとして毎回出席し活発に議論いただき、経営に有用なご意見を頂きました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料を入手、報告を受けた上で過去の監査時間・監査報酬等の推移、前事業年度の監査時間の計画と実績を確認し、当事業年度の監査時間・報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意を行うものであります。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

また、企業会計審議会が定める「監査基準」および「監査に関する品質管理基準」への準拠性について確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,020,276	流動負債	1,907,250
現金及び預金	1,495,413	支払手形及び買掛金	514,013
受取手形及び売掛金	789,985	短期借入金	607,992
たな卸資産	678,776	未払法人税等	4,084
その他	57,840	賞与引当金	39,974
貸倒引当金	△1,740	株主優待引当金	22,000
		その他の	719,186
固定資産	18,888,972	固定負債	15,386,741
有形固定資産	18,206,374	長期借入金	10,884,622
建物及び構築物	8,755,427	リース債務	60,669
土地	9,268,089	預り保証金	1,550,731
リース資産	79,633	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
その他	103,223	退職給付に係る負債	301,215
無形固定資産	195,191	資産除去債務	54,622
のれん	171,297	その他の	58,385
その他	23,893	負債合計	17,293,992
投資その他の資産	487,406	(純資産の部)	
投資有価証券	326,538	株主資本	△6,710
破産更生債権等	83,256	資本金	100,000
繰延税金資産	93,619	利益剰余金	△96,928
その他	64,221	自己株式	△9,781
貸倒引当金	△80,228	その他の包括利益累計額	4,596,067
資産合計	21,909,249	その他有価証券評価差額金	△13,568
		繰延ヘッジ損益	△58,385
		土地再評価差額金	4,664,864
		為替換算調整勘定	3,156
		新株予約権	25,899
		純資産合計	4,615,257
		負債純資産合計	21,909,249

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,617,518
売上原価	3,454,477
売上総利益	1,163,041
販売費及び一般管理費	909,248
営業利益	253,792
営業外収益	
受取利息	56
受取配当金	6,260
持分法による投資利益	1,852
その他	6,686
営業外費用	
支払利息	209,076
その他	37,657
経常利益	21,915
税金等調整前当期純利益	21,915
法人税、住民税及び事業税	4,759
法人税等調整額	△80,357
当期純利益	97,513
親会社株主に帰属する当期純利益	97,513

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,403,823	流動負債	1,467,027
現金及び預金	1,024,092	支払手形	152,279
受取手形	193,837	買掛金	338,752
売掛金	500,713	短期借入金	607,992
たな卸資産	666,185	未払法人税等	587
その他の他	20,734	賞与引当金	32,290
貸倒引当金	△1,740	株主優待引当金	22,000
		その他の他	313,126
固定資産	19,094,757	固定負債	15,378,486
有形固定資産	18,401,754	長期借入金	10,884,622
建物及び構築物	8,754,968	リース負債	60,669
土地	9,470,591	リース保証金	1,571,518
リース資産	79,633	再評価に係る繰延税金負債	2,476,495
その他の他	96,561	退職給付引当金	279,376
		資産除去債務	47,419
		その他の他	58,385
無形固定資産	195,136	負債合計	16,845,514
のれん	171,297	(純資産の部)	
その他の他	23,838	株主資本	34,256
投資その他の資産	497,866	資本金	100,000
投資有価証券	237,843	利益剰余金	△58,524
関係会社株式・出資金	104,629	その他利益剰余金	△58,524
長期貸付金	181,550	繰越利益剰余金	△58,524
破産更生債権等	83,256	自己株式	△7,219
繰延税金資産	90,215	評価・換算差額等	4,592,910
その他の他	62,150	その他有価証券評価差額金	△13,568
貸倒引当金	△261,778	繰延ヘッジ損益	△58,385
資産合計	21,498,580	土地再評価差額金	4,664,864
		新株予約権	25,899
		純資産合計	4,653,066
		負債純資産合計	21,498,580

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,650,897
売上原価		2,527,036
売上総利益		1,123,861
販売費及び一般管理費		868,949
営業利益		254,911
営業外収益		
受取利息	906	
受取配当金	6,260	
貸倒引当金戻入額	250	
その他	3,218	10,635
営業外費用		
支払利息	209,076	
その他	37,613	246,689
経常利益		18,858
税引前当期純利益		18,858
法人税、住民税及び事業税	587	
法人税等調整額	△80,667	△80,080
当期純利益		98,938

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	安 達 則 嗣	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 部 秀 穂	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトウボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程を通じて、職業的懐疑心を保持して識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

ダイトウボウ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 業	定 務	社 行	員 社	公認会計士	安 達 則 嗣	Ⓔ
指 業	定 務	社 行	員 社	公認会計士	田 部 秀 穂	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトウボウ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第201期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、オンライン形式も活用しながら会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

ダイトウボウ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	加久間 雄 二	Ⓔ
監査等委員	飯 沼 春 樹	Ⓔ
監査等委員	鏡 高 志	Ⓔ
監査等委員	奥 村 秀 策	Ⓔ

(注) 監査等委員飯沼春樹、鏡高志および奥村秀策は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

丸の内ビルディング 7階 丸ビルホール

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
TEL : 03-3217-7111

日時

2021年6月28日(月)
午前10時 開始(午前9時半 開場)



交通

- JR「東京駅」丸の内南口 徒歩約3分
 - 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」直結 徒歩約2分
 - その他、二重橋前駅、大手町駅、日比谷駅からお越しいただけます。
- ※駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

～株主総会へのご来場に関しまして～

本年は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご来場を見合わせることも含め、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

特に感染による影響が大きいとされる基礎疾患のある株主様やご高齢の株主様におかれましては、感染回避を優先的にお考えいただくことをお願い申し上げます。なお、感染防止に向けた弊社の対応について以下の通りご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・ 弊社の役員・スタッフは当日朝の検温のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 株主総会会場へのご入場の際は、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒などにご協力をお願いします。数に限定はございますが、受付にご用意をさせていただきます。
- ・ 上記にご協力願えない場合や、発熱、体調不良と見受けられる方はご入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。